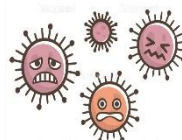


【出席停止について】

学校保健安全法施行規則第18条に規定されている、学校で予防すべき感染症に罹患した場合、あるいは罹患している疑いがあるときは、学校保健安全法第19条に基づき出席停止となります。



該当する感染症に罹患した場合は、速やかに学校へご連絡ください。

また、医師の指示に従いご家庭でしっかり休養していただきますようお願いいたします。

医療機関にてご記入いただく場合は、学校指定様式2をご持参いただき、下記の基準に十分配慮した上で、主治医からご記入いただいでください。

《第1種学校感染症》 治癒するまで。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ

《第2種学校感染症》 出席停止期間を守り、医師において感染のおそれがないと認めるまで。

(飛沫感染する感染症で生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いもの。)

感染症名	出席停止期間	提出様式
インフルエンザ ※	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。(裏面早見表参照)	1
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。	2
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。	2
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。	2
風しん	発しんが消失するまで。	2
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで。	2
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。	2
新型コロナウイルス感染症 ※	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。(裏面早見表参照)	1
結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。	2

*新型コロナウイルスワクチン接種による副反応は「接種翌日から最長3日まで」出席停止対象となります。

注意：※については、保護者の方が記入(様式1)となりますが、療養期間中に定期試験があった場合や、療養期間後1週間を経過して提出する場合は、医療機関での記入(様式2)が必要となります。

《第3種学校感染症》 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。(学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの。)

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるもの)

その他の感染症の一例

流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎：ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など)、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、ウイルス性肝炎など

* 回復後の登校初日は、まず保健室に書類を提出し、健康観察を受けてから教室へ。

《インフルエンザ出席停止早見表》
◇発症日を0日として5日を経過、かつ解熱後2日を経過するまで

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
		解熱後 1日目	解熱後 2日目		発症後 5日以内	登校可能	
			解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日以内	登校可能	
				解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	
					解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能

【新型コロナウイルス感染症出席停止早見表】

◆発症日を0日として5日を経過、かつ症状軽快後1日を経過するまで

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
		症状軽快 1日目			発症後 5日以内	登校可能	
			症状軽快 1日目		発症後 5日以内	登校可能	
				症状軽快 1日目	発症後 5日以内	登校可能	
					発症後 5日以内 症状軽快 1日目	登校可能	
						症状軽快 1日目	登校可能

* 学校指定様式1、2については、裏面をご確認ください。
* 学校指定様式は、本校HPからダウンロードし、提出してください。(対象者別/在学生/「保健室からのお知らせ」より)